平成２２年（フ）第３９２号
静岡県沼津市松沢町２番地の18、前住所静岡県沼津市下香貫石原1328番地の５
債務者　渡邉　貞夫
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　　登
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３７０号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2642番地９
債務者　天野　康典
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石加代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１１５２号
宮城県名取市愛島塩手字岩沢45番地の１
債務者　今野　貴典
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　芳人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５３号
宮城県名取市愛島塩手字岩沢45番地の１
債務者　今野　正喜
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　芳人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
宮城県石巻市清水町１丁目５番18―602号、前住所宮城県石巻市中央１丁目１番15号
債務者　吉岡　雄二
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三瓶　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
山形県東置賜郡高畠町大字泉岡70番地の３
債務者　石垣　新二
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２８３号
福島県二本松市亀谷１丁目147番地
債務者　國分　ミキ
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　昭弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５５号
福島県南相馬市原町区信田沢字内城58番地
債務者　加藤　章男
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米村　俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第３０３号
滋賀県甲賀市信楽町勅旨2340番地11
債務者　安田　弘美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川真美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月12日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７９号
滋賀県湖南市三雲834番地19
債務者　鈴木藤八郎
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀象二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月８日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６６号
奈良県大和高田市大字大谷59番地の２
債務者　尾嵜　和美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木育子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月20日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１２８１号
広島県廿日市市玖島23番地11
債務者　川岡　　学
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根石　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３９３号
函館市本通４丁目13番６号
債務者　増田　　昇
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４４７号
北海道山越郡長万部町字長万部547番地
債務者　山田　哲夫
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４５４号
函館市宝来町33番５号
債務者　相馬　納昭
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４６４号
函館市亀田港町３番10号
債務者　井川　文彦
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４７５号
北海道亀田郡七飯町本町２丁目30番５号
債務者　川崎　美幸
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１０２号
秋田県雄勝郡羽後町床舞字西ケ崎16番地
債務者　高橋美由紀
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
秋田地方裁判所横手支部